

○みどり市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則

令和2年1月22日

教育委員会規則第1号

改正 令和3年12月15日教委規則第9号

(題名改称)

みどり市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成18年みどり市教育委員会規則第15号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項(同令第6条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同令第5条第1項に規定する就学予定者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童(別表第2において「学齢児童」という。)若しくは学齢生徒(同表において「学齢生徒」という。)(以下「就学予定者等」という。)の就学すべきみどり市立小学校(以下「小学校」という。)、みどり市立中学校(以下「中学校」という。)又はみどり市立義務教育学校(以下「義務教育学校」という。)を指定するため、通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(令3教委規則9・一部改正)

(通学区域)

第2条 小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。

(令3教委規則9・一部改正)

(学校の指定)

第3条 みどり市教育委員会(次条及び別表第2において「教育委員会」という。)は、就学予定者等の就学すべき学校として、当該就学予定者等の住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている住所をいう。)の属する通学区域の小学校、中学校又は義務教育学校を指定する。

(令3教委規則9・一部改正)

(指定学校の変更等)

第4条 教育委員会は、別表第2の左欄の事由に該当する場合には、就学予定者等の保護者の申立てにより、同表の右欄に掲げる期間まで、前条の規定により指定した小学校、中学校又は義務教育学校(以下「指定学校」という。)を変更することができる。

2 就学予定者等の保護者は、前項の申立てをしようとするときは、指定学校変更申立書(様式第1号)に必要な書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の申立てを受けた場合は、その内容を審査し、許可するときは指定学校変更許可通知書(様式第2号)により、許可しないときは指定学校変更不許可通知書(様式第3号)により、当該保護者に通知するものとする。

(令3教委規則9・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、みどり市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月15日教委規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(令3教委規則9・一部改正)

学校名	通学区域
みどり市立笠懸小学校	笠懸町第5区の一部 笠懸町第6区 笠懸町第7区
みどり市立笠懸東小学校	笠懸町第1区 笠懸町第2区 笠懸町第3区
みどり市立笠懸北小学校	笠懸町第4区 笠懸町第5区の一部 笠懸町第8区の一部
みどり市立笠懸西小学校	笠懸町第8区の一部 笠懸町第9区 笠懸町第10区
みどり市立大間々北小学校	大間々町第1区 大間々町第2区 大間々町第3区 大間々町第4区 大間々町第10区 大間々町第11区 大間々町第12区 大間々町第14区 大間々町第15区 大間々町第16区 大間々町第17区
みどり市立大間々南小学校	大間々町第5区 大間々町第6区 大間々町第7区 大間々町第9区
みどり市立大間々東小学校	大間々町第8区 大間々町第13区
みどり市立笠懸中学校	笠懸町第4区 笠懸町第5区 笠懸町第7区の一部 笠懸町第8区 笠懸町第9区 笠懸町第10区
みどり市立笠懸南中学校	笠懸町第1区 笠懸町第2区 笠懸町第3区 笠懸町第6区 笠懸町第7区の一部
みどり市立大間々中学校	大間々町第1区 大間々町第2区 大間々町第3区 大

	間々町第4区 大間々町第5区 大間々町第9区 大間々町第10区 大間々町第11区 大間々町第12区 大間々町第14区 大間々町第15区 大間々町第16区 大間々町第17区
みどり市立大間々東中学校	大間々町第6区 大間々町第7区 大間々町第8区 大間々町第13区
みどり市立あずま小中学校	東町全域

別表第2(第4条関係)

(令3教委規則9・一部改正)

事由	期間
おおむね6月以内に住宅の新築、購入等により転居する予定があり、その前に転居予定先の住所の属する通学区域の学校への就学を希望する場合	転居まで
学期の途中における転居により指定学校が変更となる場合	学期末まで
小学校の第6学年の学齢児童、中学校の第3学年又は義務教育学校の第9学年の学齢生徒が転居した場合(同時にその弟妹を含む。)	年度末まで
保護者の就労の都合により帰宅後の就学予定者等を監護する者がいないため、祖父母等の住所の属する通学区域の学校を希望する場合	卒業まで
保護者の就労の都合により帰宅後の就学予定者等を監護する者がいないため、保護者が通勤の途中にある学校まで就学予定者等の送迎をする場合	卒業まで
就学予定者等が身体的又は精神的な事由により、指定学校での就学が困難な場合	事由解消まで
指定された中学校又は義務教育学校に希望する競技の部活動がなく、又は廃止の予定である場合において、その競技を中学校に入学する前又は義務教育学校後期課程へ進級する前から継続しており、かつ、今後も教育委員会が改めて指定する中学校又は義務教育学校でその競技の部活動を続ける強い意志があるとき。	卒業まで
教育委員会が定める小規模特認校制度を利用する場合	卒業まで
教育委員会が定める笠懸町第9区の一部に在住する場合	卒業まで

その他教育委員会が相当と認める場合

相当と認められる
期間まで

様式第1号(規格 A4)(第4条関係)

年 月 日

みどり市教育委員会教育長 様

保護者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

指定学校変更申立書

みどり市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則第4条第2項の規定により、下記のとおり指定学校の変更の申立てをします。なお、通学に関しての事故等は、保護者が全て責任を持ちます。

記

児童 生徒	ふりがな			
	氏名	-----		
	生年月日	年	月	日
	住所	みどり市		
指定学校	みどり市立	学校 第	学年	
就学希望学校	みどり市立	学校 第	学年	
期間	年 月 日 ~		年 月 日	
理由				
<input type="checkbox"/> 転居予定先住所	〒 _____			
<input type="checkbox"/> 旧住所	みどり市			
<input type="checkbox"/> 預け先住所	-----			

上記及び添付書類の記載内容に偽りはありません。もし、偽りがある場合又は記載内容に変更が生じた場合は、許可が取り消されても異議はありません。

様式第2号(規格 A4) (第4条関係)

年 月 日

様

みどり市教育委員会教育長



指定学校変更許可通知書

年 月 日付けで申立てのあった指定学校の変更について、下記のとおり許可することとしたので、みどり市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則第4条第3項の規定により通知します。

記

児童生徒	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	みどり市
	指定学校	みどり市立 学校 第 学年
保 護 者	氏 名	
	住 所	
指 定	変更許可学校	みどり市立 学校 第 学年
	許可期間	～

様

みどり市教育委員会教育長



指定学校変更不許可通知書

年 月 日付で申立てのあった指定学校の変更について、下記のとおり不許可とすることとしたので、みどり市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則第4条第3項の規定により通知します。

記

児童生徒	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	みどり市
保 護 者	氏 名	
	住 所	
学 校	就学希望 学 校	みどり市立 学校 第 学年
	指定学校	みどり市立 学校 第 学年
不許可の理由		

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、みどり市教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、みどり市を被告として(訴訟においてみどり市を代表する者は、みどり市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号(規格 A4)(第4条関係)

(令3教委規則9・一部改正)

様式第2号(規格 A4)(第4条関係)

(令3教委規則9・一部改正)

様式第3号(規格 A4)(第4条関係)

(令3教委規則9・一部改正)